

外国人材を受け入れる事業主（特別徴収義務者）の皆様へ 香川県と県内市町からのお知らせ

個人住民税の確実な納税にご協力ください。

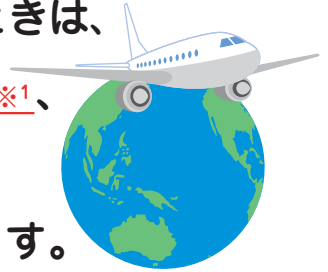


雇用する外国人従業員が出国されるときは、

給与等からの未納税額の一括徴収※1、

納税管理人による納税など、

事業主の皆様のご協力をお願いします。



従業員に給与を支払う事業主は、所得税の源泉徴収と同じように、毎月支払う給与等から個人住民税を差し引き、従業員に代わって納入する**特別徴収**が法律で義務付けられています。

個人住民税は、1月1日（賦課期日）現在、国内に住所がある方の、前年1年間（1月～12月）の所得に対して、翌年度に課税されます。

※1一括徴収とは、出国や退職などにより従業員が事業主から給与の支払いを受けなくなる場合に、個人住民税の残りの税額について、出国や退職するまでの給与等から事業主が一括して天引きすることです。

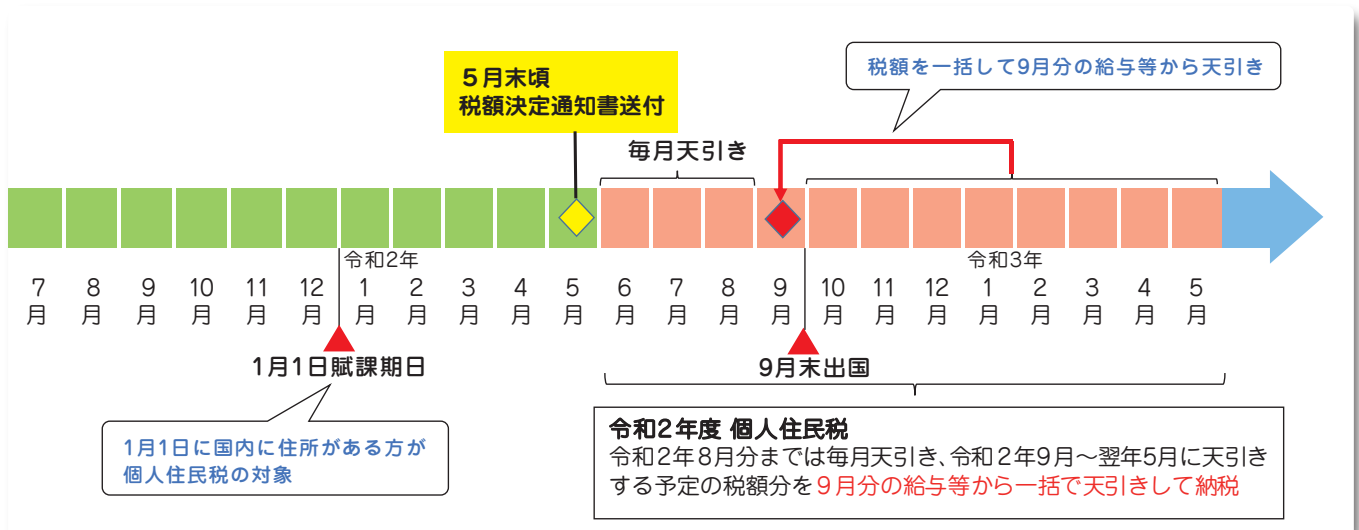
6月～12月に出国や退職する場合の一括徴収は、納税義務者本人から一括徴収を希望する旨の申出が必要です。

課税されている外国人従業員が年の途中で出国する場合、出国時期によって、納税の方法が変わります。（以下の内容は、特別徴収を前提としています。）

6月～12月に出国する場合

特別徴収する事業主は、出国するまでの外国人従業員の給与等から未納税額を**一括徴収**して納めてください。

○一括徴収の例（9月末に出国した場合）

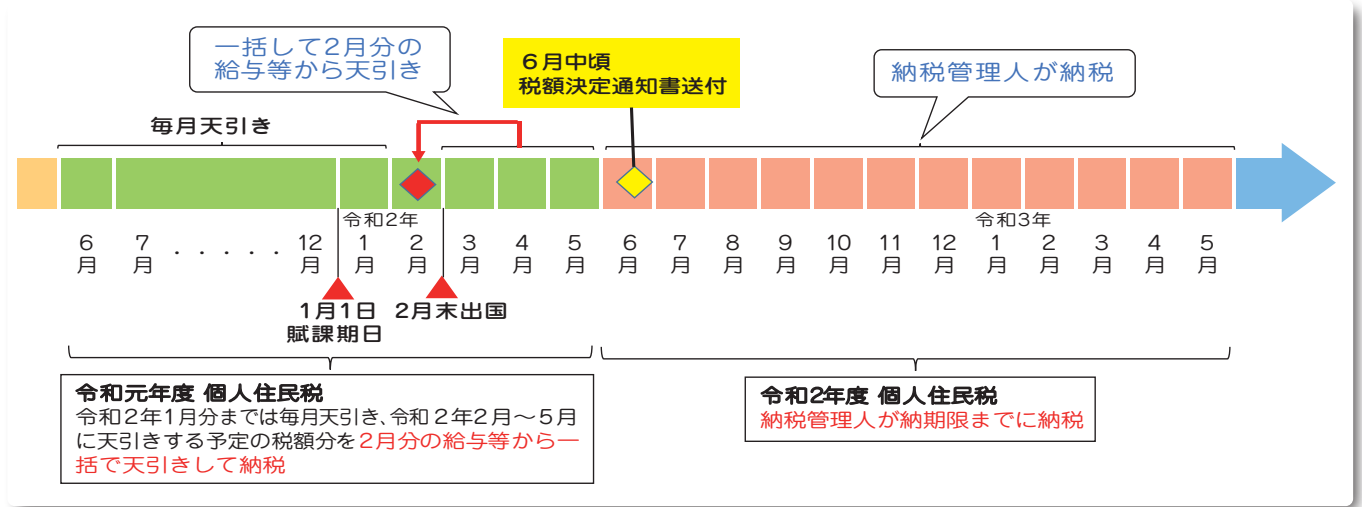


納税の手続きなどについては、外国人従業員がお住まいの市町にお問い合わせください。

1月～5月に出国する場合

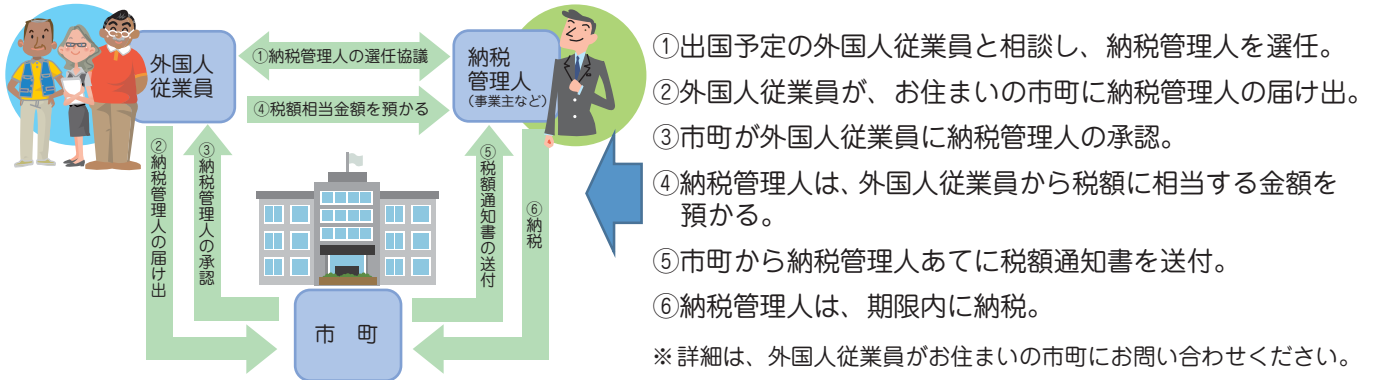
特別徴収する事業主の**一括徴収**及び**納税管理人※²による納税**となります。事業主の皆様には納税管理人制度の周知や選任などについて、ご協力をお願いします。

○一括徴収・納税管理人による納税の例（2月末に出国した場合）



納税管理人による納税の仕組み

※²納税管理人とは、外国人従業員などが出国などにより納税ができなくなる場合、代理で納税に関する一切の手続き（納税通知書の受取り、納税、還付金の受取り等）を行う人です。日本国内の家族、友人、勤務先などが納税管理人となれます。納税管理人は納税義務を負わず、滞納処分を受けることはありません。



お問い合わせ先

- 外国人従業員の国籍によっては、租税条約に基づいて税金が免除される場合があります。所得税は最寄りの税務署に、個人住民税は外国人従業員がお住まいの市町にお問い合わせください。
- 外国人従業員が出国した後に納期が到来するその他の税金については、税金の種類に応じて、外国人従業員がお住まいの市町もしくは最寄りの税務署または県税事務所にお問い合わせください。

国の税金 <所得税など>

高松税務署	☎ 087-861-4121
丸亀税務署	☎ 0877-23-2221
坂出税務署	☎ 0877-46-3131
観音寺税務署	☎ 0875-25-2191
長尾税務署	☎ 0879-52-2531
土庄税務署	☎ 0879-62-1301

市町の税金 <個人住民税など>

市町名	担当課	電話番号	市町名	担当課	電話番号
高松市	市民税課	087-839-2233	土庄町	税務課	0879-62-7001
	納税課	087-839-2222	小豆島町	税務課	0879-82-7003
丸亀市	税務課	0877-24-8857	三木町	税務課	087-891-3305
坂出市	税務課	0877-44-5004	直島町	税務課	087-892-2296
善通寺市	税務課	0877-63-6305	宇多津町	税務課	0877-49-8004
観音寺市	税務課	0875-23-3922	綾川町	税務課	087-876-5284
さぬき市	税務課	087-894-1118	琴平町	税務課	0877-75-6702
東かがわ市	税務課	0879-26-1216	多度津町	税務課	0877-33-1118
三豊市	税務課	0875-73-3006	まんのう町	税務課	0877-73-0104

県の税金 <自動車税など>

香川県税務課	☎ 087-832-3068
香川県県税事務所	☎ 087-806-0302